

(別紙3)

(昭和 100 年記念分収造林、グリーン・シェアリング)

分 収 造 林 契 約 書 (案)

国 (以下「甲」という。)と造林者 (以下「乙」という。)とは、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。)及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 40 号。以下「規則」という。)に基づき、別紙 1 条項を約定して、下記のとおり分収造林契約を締結したので、その証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各その一通を保有する。

年 月 日

国
契約担当官

造林者 住所
氏名

記

- 1 分収林の所在
- 2 分収林の実測面積
(別紙図面のとおりに)ヘクタール
- 3 契約の存続期間
- 4 植栽樹種及びその本数
- 5 植栽の期間及び方法並びに保育の方法
(別紙 2 造林計画書のとおりに)
- 6 伐採の時期及び方法
- 7 収益分収の割合
- 8 特約事項
(別紙 3 「暴力団排除に関する特約条項」のとおりに)

(別紙 1)

第 1 条 乙は別紙の造林計画書により造林を行うものとし、その計画を変更するときは、あらかじめ甲の同意を受けるものとする。

2 甲は、乙から造林等についての技術指導を求められたときは必要な指導をするものとする。

第 2 条 乙は、法第 15 条ただし書の規定により甲の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、甲が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第 3 条 乙は、法第 17 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合には、同条第 2 項の規定により国の所有に帰することとなる樹木がないときにあっては、契約締結の日から解除の日までの期間につき国有林野管理規程(昭和 36 年農林省訓令第 25 号。以下「規程」という。)第 25 条第 1 項、第 26 条及び第 29 条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条に規定する法定利率に基づき計算した利息を加算して得た金額(以下この条において「貸付料相当額」という。)を法第 17 条第 2 項の規定により国の所有に帰することとなる樹木があり、かつ、その樹木につき甲が評定した価額が貸付料相当額に満たないときにあっては、その貸付料相当額と樹木の評定価額との差額を賠償として甲に支払うものとする。

2 乙は、前項に基づき乙が甲に支払うべき金銭を、甲が定める納付期限までに納付しない場合は、納付期限日の翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 337 号)第 29 条 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

第4条 乙は、甲が法第11条第3項の規定により天然に生じた樹木を分収木とともに成育させるものとして指定した場合において、甲が収益分収の割合を変更する旨の協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことはできないものとする。

第5条 乙が規則第37条の規定により定められた搬出期間内にその分収木の搬出を終わらない場合には、その分収木は国の所有に帰するものとする。

第6条 乙が搬出を終わらない分収木を他人に譲渡する場合には、乙は、搬出につき甲に対して有する権利義務を譲受人に承継させ、かつ、当該譲受人と連帯してその責に任ずる旨を記載した書面に当該譲受人と連署して甲に届け出るものとする。

第7条 乙は、その定款又は規約を変更する場合には、甲の承認を受けなければならない。

第8条 収益分収の終わった土地については、本分収造林契約の効力は消滅するものとする。

第9条 甲は次に掲げる場合には、本分収造林契約を解除することができるものとする。

(1) 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により本契約の目的が達せられる見込みがないと認められる場合

(2) 甲の承認を受けることなく乙がその定款又は規約を変更した場合

第10条 甲は、本分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認める場合は、本分収造林契約の解約を申し入れることができるものとする。

第11条 前2条により本分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収林は収益分収の割合で分収するものとする。

第12条 乙は当該分収造林地に、「昭和100年記念分収造林」と記載した標識を設置するものとする。

第13条 乙は、分収造林契約書「6 伐採の時期及び方法」に定める主伐に際し、甲が、伐採区域の分散や保護樹帯の設置などを通じて、森林の公益的機能の持続的発揮と林地保全に配慮した森林施業を実施することが必要だと判断する場合には、これに同意するものとする。

第14条 造林除地にある官木(前生樹)は、国の所有として収益分収の対象としない。

第15条 本契約に関し疑義あるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

※第13条は、グリーン・シェアリングの場合のみ。

別紙 2

様式第29号（細則第45条）

造 林 計 画 書

経年	年度	樹種	施業種	施業面積（ha）		総人工数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							

(注)

- 1 施業種は、地拵、獣害防止、植付、下刈、除伐、つる切、保育間伐、枝打、間伐、主伐、その他に防火線、作業路作設等を記入すること。
- 2 植付は樹種毎に記入し、備考欄に植付本数及びh a 当たりの本数を()内書きとすること。
- 3 防火線、作業路作設は備考欄に路幅、延長を記入すること。
- 4 境界標及び標識の設置計画は備考欄余白に設置予定年度等を記入すること。
- 5 主伐年度まで記入すること。
- 6 伐採面積に法制限等があり、伐期を複数年度に分ける必要がある場合等はすべての伐期を記入すること。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を、造林、保育又は保護等の作業に係る請負人又は当該作業を受託した者（以下「請負人等」という。なお、請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(請負人等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに請負人等との契約を解除し、又は請負人等に対し当該解除対象者（請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該請負人等との契約を解除せず、若しくは請負人等に対し当該解除対象者（請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとし、当該契約の解除された分収木は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。なお、損害の賠償算定は、本契約書第3条に準じて算出するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

分収造林保護方法書（標準例）

- 1 造林者は、分収林を良好な状態に保つため必要に応じ巡視を行うものとする。
- 2 分収林の要所には、火災、窃盗、誤伐、その他加害行為の予防のため、必要な標識等を設置する。
- 3 山火事の予防及び消防については、次の方法を講ずる。
 - （１）あらかじめ、山火事発生の際の消防団等の出勤に遺憾のないよう連絡をとること。
 - （２）山火事を発見したときは、直ちに消火に努めるとともに、分収林を管轄する森林管理署又は森林事務所に通報すること。
- 4 盗伐、誤伐、慢用、その他人為被害を発見したときには、分収林を管轄する森林管理署又は森林事務所に通報する。
- 5 有害動物及び有害植物の防除については、平素注意を喚起し、その被害を発見したときは、その駆除に努めるとともに、分収林を管轄する森林管理署又は森林事務所にその旨を通報する。
- 6 境界標その他標識に異状があることを発見したときは、速やかに保存上の必要な措置をとるとともに、分収林を管轄する森林管理署又は森林事務所に通報する。
- 7 その他分収林を管轄する森林管理署長が分収林の保護に関し、特に必要があると認め、指示した事項は直ちに実施する。

2 万分の 1、5 千分の 1
位置図等添付